第137号　1909. 6. 17.

（一）　第百卅七號　（木曜日）　明治四十二年六月十七日　（日曜及祭日の翌日休刊）　（日刊）　（明治十一年十二月三日第三種郵便物認可）

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

出頭沒頭（五）

みとり

▲新統監はいよ〳〵母の胎内を飛び出し去る十四日午前十時を以て呱々の聲を擧げ候生む當人生るゝ嬰兒も辛かりしならんも助産婦の心配と勞力とは一通の事に非ずと被察候、されど統監としては第二番目の出世に候へば案外易々と生るゝが順序に候も不幸にして一家眷族の間に種々の苦情が出でヤレ生中生れた處で家督相續は遺族まじきとかヤレ出來ないときはわしが側に附て居て遣らぜるとかヤレ事そのこと聞かも聞へ親れとかヤレソンな無慈悲のことが出來やうかとか思ひ〳〵に理屈を並べ居りたる爲なるべく候もとゝの詰り姑役にして唯一の助産婦たる桂侯爵の處は引受くるといふ條件にて、難產ながらもマヅ以て目出度生まれたる次第に候

▲處で此の難產の中に生れし新統監はいよ〳〵來る十八日東京出發二十一日入京さるゝ由に候が今回は以前と違つて責任も重く仕事も重大なれば餘程シッカリせざると遣り損ふ虞れ有之べく候、桃から生れた桃太郎迄には行かざらんもセメて土より這ひ出す土龍位の機敏さにて遣つて欲しく候、人は萬能にあらざる以上は偶には遣り損ひも有之べく候も要するに鬼ヶ島退治の心を以て万事キビ〳〵しく斷行して貰ひたきものに候

▲明十八日には月蝕有之由に候、西比利亞西部は皆既蝕と相成る由に候も漸次南進するに從ひ蝕甚減少し當京城にては午前五時三十六分上端右側より欠け初め六時二十五分約二分の一蝕甚し七時十九分復圓する豫測に候、其の間一時四十三分天地は蒼然として薄暗かりに相成る譯に候、ツマリ鷄鳴曉を告げた所で事實に於て薄暮の光景を呈し候へば東天紅の鳴聲は根本的に無用と相成る譯に候、這は自然に不自然あり不自然に自然ある理にして鶏と曉との自然的關係が此の日に於て全然破壞さるゝことゝ相成り候

▲想ひ起す統監旗には日の丸の印有之候、而も新統監曾禰子は此の日を以て入城の途に上らるべく候、南山の樹木曉の露を受けて翠色正に滴ちんとするの時天地暗迷蒼然として統監邸上時ならぬ曉鴉の聲を聞く何となく意味あり氣に候、さればにや新統監の施政方針も當日の日蝕の如く暗瞻として更に其の色彩を辨ずるに苦しむもの無之候や、余輩ハイカラ式の御幣擔ぎは轉た此の感を切にいたし候。

▲我が半島上には前統監伊藤公に對し感謝なる勅語を賜はられ候、定めて伊藤公に於ては恐懼感激聖恩の洪大なるに感泣いたし、奥樣を太事に遊ばし、其後三年目に若君たることゝ被察候、されど其の感激に伴つて自ら省みたる一種の感想之れなかりしや人間といふものは平素は自分の非を非と思はず否な非も是と誤想するものに候も情あ

る神の前に立つては自動的に種々の罪業心に浮び悔悟の念胸に迫るものに候、併し余輩は既に葬られたる伊藤公に對しては敢て多きを言はず否な寧ろ多年の勞を謝し老後の加餐を祈る次第に候、幸びに茂陵鬚髯の累なからんことを……（十五日午後二時記）

文苑

●京城人の避暑地　愛夏生

炎暑の加はるに從て避暑地の撰定始まる、物單調にして到底一週間とは体屈にて滯在はできぬ、若し温陽に漢江の如き流れあり水原の如く樹木あらば避暑地として可なるも現在に於ては唯無色透明なる温泉と觀むの外あらず、然らば何處を以て可なりとするや、濟物浦は海水濁りて水浴に適せず、先づ京城人士の避暑地として麻浦上流を可なりとせむ、慨ひらくは未だ麻浦上流に日本旅館なる事也、せめて夏期中にても高陽温陽温泉は何人も知る所なるが、四邊の風景は既に漢江の如き流れあり、若し此邊に避暑的機關の設備せらるれば必ず繁昌すべし

●百人一首讀替（十六）　まゝこ女史投

●西行法師
うしと見し月はしらじら求めきて
戀のれろかに涙たゝへぬ

●寂蓮法師
たび人のかさにかゝりし村雨の
乾かずのぼるあきの夕霧

●皇嘉門院別當
思はずもきとの假寢にちきりしは
みの終りだに知よしもなし

●式子内親王
きぬ糸のむつわとけじ世のなぞに
顯れるみのれうよしもがな

●殷富門院大輔
我そでは涙にぬれつゝしもがな
つれなき君にわれは送らひ

●後京極攝政前太政大臣
秋の夜の淋しきには鳴く虫の
もの哀れなる男子まる寢は

佐倉宗吾（百八）

眞龍齋貞水講演

是から松平伊豆御下城になると、家來に申し付け、それほど寵愛の照に、長の暇を遣はし恐懼感激聖恩の洪大なるに感泣いたし、奥樣を太事に遊ばし、其後三年目に若君たることゝ被察候、されど其の感激に伴つて自ら省みたる一種の感想之れなかりしや家安穩に治まつたが、俺は未だ學問が足らぬと御考へになつて、是から又學問を御勵みになつたから、上下とも智慧伊豆守と申

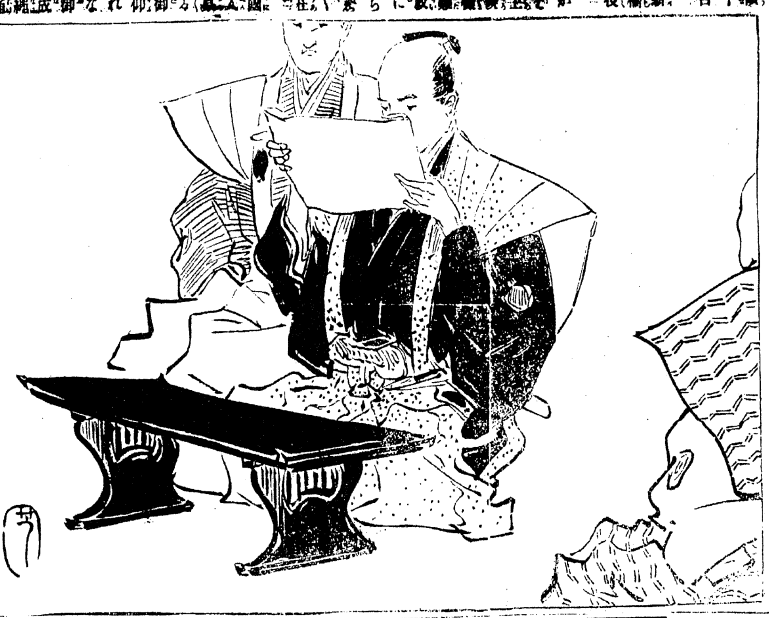

やいました、其技倆人なる松平伊豆守を御見立になりましたのが酒井雅樂頭忠世でこざいます、そこで伊豆守樣御揃になつて、木内宗五郎二百六十九箇村百姓總代、公津村新田上岩橋村宗五郎、申立の願書を一讀遊ばし、玄蕃、上岩橋村宗五郎、堀田家の惡人、堀田玄蕃を初めとして國表、江戸表から喚出しましたる一同を、評定所に控へさせ、伊豆守殿御揃を御進み遊ばし、伊「如何に堀田玄蕃、其方謹んで承れ」玄「ハッ」と答へました時に御讀上げになりましたのは堀田上野介樣御領分、下總國印旛郡佐倉城附屬の差出せし願書を一讀遊ばし、茲に一通り御吟味がある、是から堀田家の惡人、堀田玄蕃を御領主に御上げ奉り候、所に宗五郎、申立の願書は此の如くであるが、其方は恐れながら御仁政の恩召に居らせられ候ゆゑ豫ねゝ信じ難き事也、在り候、所に宗五郎は國の爲と云ふ私欲に惑ひ、年々用金を仰付けられ前世は是なき運上御當の御取立相成る、新規桶等に上納仰付けられ候、今は取付き兼候間、御地方御掛御役人樣方へ願仕候へども一向の御沙汰も是なく、却て强訴を仰せられ殿しき御咎め仰付けられ候に付、此度恐を顧す、御公儀御役人樣憐愍を以て、二百二十九箇村の百姓共、成行き相成候やう、御調べのほど、偏に願上げ奉り候、何卒寛大御

一、天秤棒一年限二匁五分、焙印是なき時は、過料三貫文宛の事
一、畳一畳一箇年二匁五分宛御取立の事
一、出產いたし候て、人別加入の砌、筆墨料銀五分御取立の事
一、婚禮是あり候節、上中下三段に相分け分限に應じ、運上取立候事
一、牛馬一匹に付き、一箇年運上七匁五分取立の事
一、家作普請の節、其分限に應じ、運上取立候事
一、當戌年より、來る寅年まで五箇年間二割增年貢上納仰付けられ候事
一、川喜多儀兵衛と申す者に申し付け、新規桶桝を以て、上納年貢御取立候事
一、除地砂場御稗入と相成り、牛馬往來の道是れなく、畑中を往來する事

右の件々御調べ願上げ候と、讀上げられました時、之を謹で承つて居りましたのは玄蕃でございます、伊「斯りや玄蕃、唯今目安方より致して、讀上げ申し聞けたる、宗五郎より差出したる願書の趣、一一點ぬかるか如何ぢや」玄「恐れながら申し上げますが、是は宗五郎儀、堀田家役人に對し、恐み是あるを以て、斯る僞りの願書を以て、御公儀へ願出で候事と存じます、なかゝ〳〵以ちまして、不埒な奴でござる」伊「ナニ、堀田役人に怨みあつて宗五郎が斯る願書を出せしと申すのか」玄「御意にこざいます

夏季飲料
ブランデー・ブドー酒・ウイスキー・シャンパン・キリンビール・金泉・ノイナイダー・ジンゲー・ジンゲノット
即賣
歌米雜貨　洋酒食料品　洋煙草類
直輸入商
京城本町二丁目
辻三郎
本店電話二四八番
支店電話三六六番

最上醬油
解雇廣告
中谷驥一
右之者都合により解雇致し候に付自今弊店に關係無之候に付此段廣告候也
六月十二日　本町一丁目　篠崎商店

名譽銀牌受領
キリンビール
病室完備入院隨意
移轉廣告
十全病院
從來の向へ元（京城新聞社跡）へ移轉す
電話七三七番

土管瓦煉瓦
陶榮商店の販賣する土管は模範的工場に於て最新米國式機械を以てし知名技師の注意周到なる監督の許に精製せられたる最良品なり
陶榮商店の販賣する瓦は同工場最新米國式機械製品にして酷寒耐久には重き注意を加へられたる最良品なり
陶榮商店の販賣する煉瓦は同工場最新米國式機械精製品にして他に卓越せるは當販賣元の最も誇とする良品なり
右特約一手販賣仕候間多少に不拘御用命奉願候
陶磁器卸小賣
官製煙草元賣捌
土管瓦煉瓦販賣元
京城本町二丁目
陶榮商店
（電話百十三番）

卷煙草
京城
廣江商會
電話五七六番

二等賞牌受領
諸事寫真御婚禮直段一式
確實に入念調製仕候營業目錄御送呈申上候
東京市日本橋小傳馬町一丁目
伊勢喜簞笥店
東京市上野廣小路
帝國博品館內賣店

漢城新報　第百廿七號（木曜日）
（一）（日刊）（月曜及祭及日曜日休刊）　明治四十二年六月十七日

美術牛衫帶上其他紐類各種
ゑり徳商店
京城西大門通一丁目

寄書

韓國中央銀行論（十一）

韓國中央銀行生

規模及組織（續）

（二）組職

韓國中央銀行は單に韓人を以て組織すべきか或は日本人のみを以てすべきか將た日韓人共同で爲すべきか會社創設の初に於て明に決定を要する疑問なり

韓本位論者の理想は單純なる韓國組織を是とするにあるべきも韓人今日の智力と財力にては到底一國金融の中樞機關を設立し經營し得べくもあらず而らば單に日本人のみを以て組織するとせばか事務の整理業務の發展に就ては大に効果あるべしと雖も己に韓國の中央銀行たる以上は全く韓人出資を除外して之に加入を許されば形式に於て羅當を缺くの嫌あり此に於て余輩は**日韓人共同**の株式組織により韓國中央銀行を創設するが最も機宜の措置なると信ず。

日韓人共同の株式組織とせば之を支配すべき法律は孰れの國法を以てすべきか之れ本項に於て解決すべき疑問なり蓋に東洋拓殖株式會社創設の時には日韓共同組織の理由により日韓兩國各自に法律を制定して之を支配し**一箇の國籍**を有する**異例の法人**を作れり此の如きは監督上統一を缺き繁雜の弊に陷り會社の活動を妨ぐること少なからざるが故に寧ろ日韓熟れか一方の國法を以て支配するの勝れるに若かず殊に今日の韓國は我帝國保護の下にあり一切の政務は統監之を監督指導するに依り必ずしも我國法を以て二重に支配監督する必要を見ざるなり左れば韓國中央銀行は單に韓國法律によりて組織せしめ又た單に韓國法律によりて組織せしめ又た單に可なりと思ふ之理論に於ても實際に於ても策の得たるものならん。

次に研究を要するは役員の撰任なり東洋拓殖株式會社は役員の選任に至るまで日韓共同の主義を適用し副總裁理事及監事の一部を韓人に分配したるも余輩の所見によれば之れ實に兒戲の仕業たると免れず

法人業務の整理と發展は一に**事者**の手腕に因る法は如何に完備するも畢竟死物のみ之を活用するは人にあり無智無經驗の韓人に重要の椅子を與へて何の益かあれ否却て大害あるのみ内に對しては役員の威信を失ひ外に對しては會社の信用を傷くること大なればなり各種の事業中銀行業は**役員の撰任**に最も慎重の注意を要するものなるが故に余輩は韓國中央銀行の役員を選任するに當り**東拓の覆轍**を蹈まず專ら日本人を以てすることの緊要なることを警告せざるを得ず。

東京電報

▲**宮内大臣更迭**　田中宮内大臣花房同次官は其の職を辭したるを以て岩倉公爵宮内大臣に渡邊内閣顧問次官に今朝任命せられたり右の結果岩倉爵位局長の後任は久我侯爵任命されたり

▲**中央銀行總裁運動**　中央銀行の總裁として美濃部北海道拓殖銀行頭取運動を始めたる由

▲**瀆職議員刑期**　昨日の日糖事件公判にて各被告の重きは一年輕きは六ヶ月の禁錮を檢事より求刑せり

▲**特別任用令**　可決　本日樞密院會議にて統監府鐵道管理局職員特別任用令を可決したり（以上十六日午後發）

外報一束

❶布哇も排日か　米國移民關貪委員會は集會を開き委員長にして上院議員なるデリンガム及び前商務次官ホイーラー兩氏を來る九月布哇に派遣する事に決したり右は日本人と布哇との關係を研究するに止めず一般布哇移民問題を調査せしめん爲にして適當なる歐洲移民を輸入せんとする耕主の希望に因ると

●司法權の濫用　布哇に於て罷工煽動の廉を以て拘引狀無くして捕縛投獄されたる日布時事記者相賀保太郎等三名の人身保護律請願事件は裁判所より棄却されたり法廷には數千の日本人押懸けたりと

❶大統領と借欵　米國大統領タフト氏は滿國に向つて米國の資本の投ぜらるゝは將來禍國の領土保全、門戸開放等の問題に就き議論起れる場合、米國の之に對する容喙權の基礎を强ひるものなりとして目下進行中の借欵加入問題に對しても深く利害あるを感じ細心その成否を注視しつゝありと

❶観光團の出發　露國東洋學院生徒及観光客三十二人十三日午後二時出發せる由

雜報

●**親書の要旨**　李侍從院副卿が勅使として渡日し親書を伊藤公に贈呈する親書の要旨は伊藤公が統監の職を辭するとも太子大師の職に留任され韓太子を補導されたき旨及び今後も間接に韓國の爲に盡瘁されん事を望むと云にありと

●**道書記官會議**　十六日午前十時より内部に於て再び道書記官會議を開き地方費賦課金の種類、賦課の限度及課率等に就き協議する處ありたるが其課目は國稅たる戶稅、地稅の附加稅を地方稅に編入すること及屠獸稅、魚當舖稅、市場稅、酒幕稅の外地方の狀況に照らし渡津稅閣主稅及京城、平壤の妓生花稅を附すること等にして課率は最高限度を習一定し其範圍内に於て地方の狀況を參酌し甲乙關する意見を徵したるに於て各自其所見を陳述する處ありたるが豫算分配の增大及地方費支辨の方法等に就き熱心なる希望を開陳し午後四時散會せり

●**水揚器の試驗成績**　平壤の任監四徒數百七十八人、合計三百四十三名にして之れを前月に比すれば十五名を增加し依然增加の傾向を示す

●平壤の任監四徒數　平壤監獄重月末の監囚徒數を聞くに未決六十五人、既決二便鐵道會社成立し愈々客車を設置するとき

●輕鐵の豫備客車　東萊、釜山鎮間の輕鐵は先日來水原擴張にて試驗中なるが急回轉の場合は一時間百二十石を揚げ徐回轉の場合は四十三石二斗にして中間回轉の場合は六十七石二斗の成績を得たる由にて頗る有望なりと云ふ

●**日韓兩海岸の漁利**　東洋拓殖株式會社代表者總裁宇佐川一正氏を相手取り同會社第一回株主定時總會決議無効宣言請求の訴訟を呼十六日京城理事廳へ提起したり而して其理由は總會招集の通知書が單に決議事項の件名のみを記載したるは違法にして該總會決議は商法百五十六條に違反せるものなりと云ふにあり左は第一回株主定時總會招集通知書の寫なり

第一回株主定時總會決議事項

第一、事業報告承認の件
第二、財産目錄承認の件
第三、貸借對照表承認の件
第四、損益計算書承認の件
第五、利益金分配案承認の件
以上

本訴訟が如何に決定すべきやは素より不明なりと雖我大審院が明治三十五年（第百五十四號）下したる判決例は本訴訟に關し參考となるべきものなり

大審院判決例

◎商法及日本勸業銀行法違法事件の決定に對する抗告事件（明治三十五年「同」第百五十四號明治三十五年七月八日判決「棄却」）

株式會社の總會を招集するに當り各株主に對して發する通知書に於て決せらるべき事項の如何を了解するに足るべく記載することを要す

決要旨

之れ蓋し商法第百五十六條第二項は其議定すべき事項に對し評決權を十分なる準備を爲さしめんとの趣旨に出る故に若し其通知の記載事項にして要領を得ざられんか到底本條の目的を達することを能はざるに至ればなり

（參照）

總會を招集するには會日より二週間前に各株主に對し其通知を發することを要す前項の通知には總會の目的及總會に於て決議すべき事項を記載することを要す（商法第百五十六條、第二項）

（原審　東京控訴院）

商法第百五十六條第二項は株主をして總會の目的及其總會に於て評決せらるべき事項如何を豫知することを得せしめ其決議權を行ふに付十分の準備を爲さしむる規定なり故に會社が株主に爲すべき通知には其議事日程たるべき事項如何を了解するに足る記載のみにて足るものと云ふ通常總會に關する通知には「第七期貸計算書並に利益金配當に關する件」とありて第七期計算及利益配當に關する件が議事となるべきことを推知せしむることを得べしと雖如何なる計算に因りて如何なる割合の利益配當となるべきや其計算は果して相當なるや否等總會決議に付すべき事項に至りては之を知ること能はざるものなるを以て右商法の規定に違背すること明瞭たり何となれば斯る通知に依るも株主は決議をなさゞるべからざる事態に陷るべきを以て株主をして違法に決議を爲すの止むを得ざるに至らしめんとするが如きは畢竟會社の目的を達するの方法にあらざるなり故に本訴訟は其理由あり

●**鑛業所の調査**　田中大臣は十七日平壤農商工部の擴張に關する調査を爲す由にして岩倉公爵宮内大臣に渡邊内閣顧問次官に到り鑛業所の擴張に關する調査を爲す由なるが運搬用礦案の如き中々の困難事業なるが故に全然其計畫を變更するに至るやも計られず同行せる高田商會の技師等らの之れに當る筈にて其他採掘調査等にも着手すべし

●**米國前副大統領**　京城商工部の擴張に關する調査を爲す由なるが運搬用礦案の如き中々の困難事業なるが故に全然其計畫を變更するに至るやも計られず同行せる高田商會の技師等らの之れに當る筈にて其他採掘調査等にも着手すべし

●**俵學部次官の歸任**　俵學部次官は新統監と同伴來る廿三日詰任の筈なりと

●**會長技師の總裁訪問**　福井縣商業會議所長熊谷五郎右衛門氏並に同縣技師島田順太郎氏は十六日午前東拓總裁を訪問したり

●**排日紙の發賣禁止**　花浦鹽韓人の發行せる大東共報三十九號四十號は治安を妨害するものと認められ十六日其發賣頒布を禁止されたり

●**三相と學校卒業式**　鐵路青年會館内青年學校にては十五日卒業式を擧行したるが李學相、林内相、趙農相等臨席の上學相より證書及賞品の授與を爲したりと云ふ

●**宮中の養蠶上簇**　昌德宮内秘國に於ける養蠶は兩三日前既に上簇したるが其成績頗る良好の由にて尙龍山なる大韓婦人會附屬の養蠶講習所の蠶兒も兩三日前上簇せりといふ

●**漁區調査の進捗**　免許漁業の實地調査は意外に進捗し此の分なれば既出願の分に對しては今月中に全部實査濟となり來月初旬には許可發表さるべし

●**西韓地方二稅反對**　新義州の居留民が三稅反對の運動を開始せしは既報の如くなるが近來は益々反對の火の手を擧げ平壤理事廳管内なる黃州、鳳山、浦、其他の日本人會にも檄を飛ばし來り相呼應して反對運動を試みんと交渉中の由

●**監督局の驛屯土引繼**　大師務監督局より驛屯土を韓國拓殖會社へ引繼ぐべき驛屯土は長第一回分は馬山より引繼ぎを開始し漸次固城、晉州、東萊に及ぶ筈なるが馬山の引繼は來る二十日頃完了すべしと

●**親書贈呈と勅使**　韓皇には伊藤公の功勞を謝する爲め十六日李侍從院副卿を東京に派し韓太子に親書を贈呈せしめて之れを伊藤公に傳致せしむる旨は昨紙所報の如くなるが十五日の官報號外を以て之れに關する詔勅を發せられたり

●**統監府と道書記官**　十五日午前十時より統監府に於て各道書記官會議を開き各書記官より地方行政一般に若干の意見を徵したるに各自其所見を陳述

●**農商工部の鑛區**　農商工部の手に於て就業中なる平安南道平壤郡及江東郡の石炭採掘區域と黃海道殷栗郡及載寧郡の鐵鑛採掘區域は關係何人が此鑛區を出願するも許可せざる筈にて農商工部は即ち自己が所有の鑛區なりと宜しかるものにて從來の三登郡は江東郡に長連郡は殷栗郡に編入せられたる結果茲に明示せざるものなりと尤も他の鑛物に對する出願は障碍を及ぼさゞる限り許可する方針なり

●**和田氏一行平壤行**　去る十五日入京せる和田維四郎氏は十七日平壤へ向け出發する由なるが十六日歸任の筈なる高田商會の技師も同行

●**舊白銅貨回收高**　光武九年より隆熙三年四月に至る舊白銅貨の回收額左の如し

年次	枚數	金額
光武九年	二〇五、五四七	四、九二一、一三五
同十年	二〇、〇七七、〇四三	一、五二〇、四二〇
隆熙元年	二八、九一一、〇八七	二、九二一、九七二
同二年	二五、八五、二〇六	一、四七七、〇六四
同三年四月迄	一五、八五、八六四	三、六六、三四六
計	三七、二〇〇、九五三	九、〇〇六、九一五

●**東拓總會無効宣言請求訴訟**

東洋拓殖株式會社副株主峯岸繁太郎は同會社代表者總裁宇佐川一正氏を相手取り同會社第一回株主定時總會決議無効宣言請求の訴訟を呼十六日京城理事廳へ提起したり而して其理由は總會招集の通知書が單に決議事項の件名のみを記載したるは違法にして該總會決議は商法百五十六條に違反せるものなりと云ふにあり左は第一回株主定時總會招集通知書の寫なり

第一回株主定時總會決議事項

第一、事業報告承認の件
第二、財産目錄承認の件
第三、貸借對照表承認の件
第四、損益計算書承認の件
第五、利益金分配案承認の件
以上

本訴訟が如何に決定すべきやは素より不明なりと雖我大審院が明治三十五年（第百五十四號）下したる判決例は本訴訟に關し參考となるべきものなり

◎商法及日本勸業銀行法違法事件の決定に對する抗告事件（明治三十五年「同」第百五十四號明治三十五年七月八日判決「棄却」）

株式會社の總會を招集するに當り各株主に對して發する通知書に於て決せらるべき事項の如何を了解するに足るべく記載することを要す

決要旨

之れ蓋し商法第百五十六條第二項は其議定すべき事項に對し評決權を十分なる準備を爲さしめんとの趣旨に出る故に若し其通知の記載事項にして要領を得ざられんか到底本條の目的を達することを能はざるに至ればなり

（參照）

總會を招集するには會日より二週間前に各株主に對し其通知を發することを要す前項の通知には總會の目的及總會に於て決議すべき事項を記載することを要す（商法第百五十六條、第二項）

（原審　東京控訴院）

商法第百五十六條第二項は株主をして總會の目的及其總會に於て評決せらるべき事項如何を豫知することを得せしめ其決議權を行ふに付十分の準備を爲さしむる規定なり故に會社が株主に爲すべき通知には其議事日程たるべき事項如何を了解するに足る記載のみにて足るものと云ふ通常總會に關する通知には「第七期貸計算書並に利益金配當に關する件」とありて第七期計算及利益配當に關する件が議事となるべきことを推知せしむることを得べしと雖如何なる計算に因りて如何なる割合の利益配當となるべきや其計算は果して相當なるや否等總會決議に付すべき事項に至りては之を知ること能はざるものなるを以て右商法の規定に違背すること明瞭たり何となれば斯る通知に依るも株主は決議をなさゞるべからざる事態に陷るべきを以て株主をして違法に決議を爲すの止むを得ざるに至らしめんとするが如きは畢竟會社の目的を達するの方法にあらざるなり故に本訴訟は其理由あり

●**林東拓理事の病氣**　東拓理事菜部長林理事は過日來病氣の爲め引籠中なりと

●**米國宣教師の入京**　十四日午後十時二十分西大門着列車にて米國宣教師八名入京アストルハウスに投宿せり

●**故ベッセル氏の長男キーミ氏は近日歸國すべし**　故ベッセル氏の長男キーミ氏は近日歸國すべしと

公人私人

▲**兩角獄（京城地方裁判所檢事）**　浦尾より佐藤へ轉宿

▲**牧田博吉（水原金融組合理事）**　十五日入京九州へ

▲**島田順太郎（鎭井縣技師）**　同日入京浦尾

▲**林文太郎（平壤興業所長）**　同月入京天長樓

▲**守田六男（大邱林業事務所長）**　入京中十五日歸任

▲**米山喜源太（清津稅關事務官）**　同上

▲**野手耐（元山稅關長）**　同上

近事片々

▲**統監更迭に對する列國の輿論**は順調也と左もあらむ列國既に帝國の保護權を認ひ

▲**列國の意嚮**を見や角氣遣ふのが抑も國際違列國某より保護振に容喙せず只專續所要

▲**新統監**十八日帝都出發伊公は廿三日出發先づ當分は留別會の交驩にて日を送ひ

▲**伊公の告別園遊會**は順る規模大也と是れ公が四年間働きたる尻結び花々しく遂れ

▲**韓皇**亦伊公の爲に盛大なる園遊會を催るべしと聞く處其亦公の掉尾を飾ひ

▲**四年間事蹟の有無**は別として公は兎に角幸運の人且つ出所進退に巧也甚だ人服

▲**第一銀行の紙幣發行權**は將に取上げられ中央銀行設置は將に確定されたりとの事

▲**此議**判に於て可成報償金を少額にする手段の如く心得て努ひとは他遠俗更稚也

▲**李侯**來の校長たる清期學校生徒は日本人觀光團出遊に反對して同盟休校は怪事也

▲**斯る排日思想**は普に清國學徒耳ならず偶々斯校に依て現はれたる也學政當局如何

▲**近**學生學生意氣にも革命論や獨立論を喋々する者多しと聞く學政當局注意せよ

▲**第一**の國民たる青年學生に斯る思想を教へ煽る者は誰ぞ是れ乎和の攪亂者也

▲**報知**新聞の大人會顚末記事は一寸面白し大人の面目躍如たり讃嘆共に公平を持す

▲**井上**侯の「會顚の樣な馬鹿もの」との評言は味ふ可し茲が抑も大人騒動の本領成んと

▲**人間**は誰にも一の長所あり要領を得ざる中に時々驚勇を揮ふ是會顚子の長所也

▲**新就**監會顚子來任するも當分現狀の儘に不得要領に推移せんとは畢竟困たる者

▲**桂侯**相此際統監政治に變動を起す事を弄常に懼ると是列國の評判を氣にする爲か

▲**タイムス記者**チロル氏の打電にて英國の對日思想頗に好潮に向ふと筆の力も偉也

▲**南國**大使の活動も一チロル氏の筆に及ばず愈鋭タイムスの世界に勢力ある亦故有

▲**田中**光顯老侯の顚任し岩倉公其任を襲ふ伊藤博邦侍從職幹事となり一段落を告ぐ

▲**段落**付きて光顯老も晴れて小林孝子と華場の奥を擧げ清月旅行に出掛けるや否や

天氣豫報（自十六日午後六時至十七日午後六時）
南西の風晴
（華氏）八一、〇　五五、六
十五日　最高溫度　最低溫度

銀菊藥の大王は永樂町二丁目丸一藥房發賣の富川氏製劑の眞珠白龍丹に限る七十二種の眼病全愈せざる者なし試用の分に限り定價の半額に割引仕候

●惡漢 蝮の鳥田(下)

▲奸才邪智の權化 ▲不義不德の結晶

彼れ蝮の鳥田に嚙み付かれたる被害者頗々たる中にも前記の○○銀行の被害は其の癒癒敢て深しといふには非ざれど頗る質惡く二年後の今日迄も經過面白からざる由なるが之といふも暴覺するに彼れが最初より斯く見込んで毒牙を逞うせし結果に外ならざるべし

されば彼れや彼れ蝮の鳥田は近頃に至り同銀行が理事廳に向つて一番抵當權の執行をなすべく競賣の申請を願ひ出でたるに對し有らうことか有るまいことかイヤサ圖々しき加減も愛迄行けば申し分なく遣よ

彼れは平然として些しも動ずる色なく遣よ人毎に「自分は確かに○○銀行より四百圓の借金ありきれど其の後百圓丈入金し后三百圓丈殘れるも其の際先きの抵當物件を撤回し更に證書を書き替へて無擔保にて借り入れたる譯なれば敢て法律上貸借の關係なし……」なぞ根つから無法の理屈を並べ居るより銀行にても呆れ果て昨今穏かに交渉中なりとか要するに他は言はず此の一事を以てするも如何に彼れ鳥田の心事が獰惡にして人を害し世を僞る大の人非人なるを知るに足るべし、而も彼れは斯かる不正を働きつゝある中にも幾多の計畫を企て昨今は京畿道博川に於ける百町歩許りの荒蕪地をば自分所有のものと稱し內地より代議士某外二名のものを呼び寄せ目下買却せんとの相談中の由なるが何れは之を種に又々不正を働く心算なるべし斯く書き來つて此所に至るや或る人の注進に鳥田の手下某なるものは先年當地に於てモグリ屋を營み內地より年頃の娘を誘拐して當地に連れ來り諸所の小料理屋に賣り飛ばして惡錢を貪りたる行爲の屢々なること〻今一ツは親分の鳥田よりも惡計に長けソレに三百的の談判には持つて來いといふ辨舌を有し見るからに小氣味惡き狡奴なるが鳥田の惡計は常に此の狡奴の劃策に係はるなりとの事なれど何れにしても之等の惡漢は一日も早く社會の外に驅逐し其の害毒を防ぐことに努めざるべからざるも記者は唯

紳士の遊興振

▲古城管堂君

君は大分縣出身で大鳥公使時代に渡韓し韓國刀圭界の先鋒として大に壹す處があつた、併し君は醫者が本業には相違なきも或る意味に於て藥箱の不要な醫者で其今日迄爲し來つた事も又多方面で極めて有用の才である、今の政友會總務委員元田肇君等とは國民協會時代から相提携して政治界に壹せし事も少くない、されば君は刀圭家で政治家而して又實業家であつて行として可ならざる無きが如く其有する趣味も至つて廣い故に君の遊興振も多種多樣であるが酒量の程度は根がドクトル丈けに大に猛烈なる君常に「酒は成るたけ少量に用いてを」と云つて居して醉ふのが一番害が無い」と云つて居る、酒席に於ける君は時事問題を談する事が最も多い而して其議論風發の場合には何人も之れに當る事が出來ぬ席に侍する藝妓吹いて曰く「古城さんはナゼ議論ばかりして歌を唄はないでしようこんな事なら三味線は不要ないと云ふ、君之に應へて曰く「實は俺も磯節の一つ〻知つて居れば其前の糸で歌ふの光榮を有したいのだが其れが出來ぬ爲め大にテレ匿しに困つて居るのである、其れで時々小さな聲で藝妓の歌を眞似て見るがドウも出來ない」と流石無趣味多方面なる君も茲に至つて窮せりと云はざる可からず

次は平渡書記官

最初の一擊を彼等に加へ以て今後の改悛を促さんと欲するに過ぎざる而已

●夫婦喧嘩の飛沫り

▲醉つて鈍刀を振廻す

南部廣會坊司畜洞三十一統十戶金成業(三)は一昨日午後六時三十分頃泥醉して女房の某と喧嘩を爲し其腹立ちまぎれ七寸計りの赤鰯然たる鈍刀を打振り〳〵戶外に飛出で折柄通行中の南大門外吉野町一丁目菓子商塚本松之助方居住中川惣平(三)山本儀十郎(三)八木正市(三)の三名の中に亂入し件の鈍刀を振つて其の傍に打ち捨て置きたる所一昨夜同僚一人と共に同樓に至りし所同樓の仲居は前の借金を支拂へば左なくば此の駒下駄を置いて行きなはれと隈部の一張羅の下駄を取り揚げたるより斯く訴へたり申立てたれば直に電話にて同樓仲居を呼出し訊問したる所言葉の行違ひより下駄をとりたりとのことなりしかば說諭を加へ隈部に下駄を下渡さしめたり

●恩知らず男

仁川居住の愛媛縣生れ船乘業水野政甲(三)は先頃同地の山本重吉方に雇はれ居たるも彼の政甲の身持良からぬ爲め過日解雇せられたるより同業の西濱助と云ふに泣き付き口の世話を頼みけるが西は感心にも口を捜してやり支度料として六圓を貸し與へたるに政甲は無法にも右の六圓を受け取るや何れへか姿を隱したるより西は一昨日仁川署に訴へ出でたれば署員は直に搜査せし所市中に於いて發見されば右六圓を西に返さしめ後來を戒めて放還したりと

●初遊の妊娠

新町遊廓山遊樓の初遊拍子(三)は苦界の身に有りながら何ぐ云ふ不始末を爲た者にや何時しか因果の胤を宿し本月が丁度六月となりたれば如何に娼賣とは言ひながら太鼓腹を抱へ肩で息を吐きつゝ客と同衾する譯にも行かずして昨日より休業して出產の日を待つ事となりしが元より每晩ごとに來る客の事とて何人の胤なるかは不明の筈なるに當人はあの人の胤を宿したるに相違なしと言ひ居れりとかアノ人はそも何人にや

●猛虎人を咬む

慶尙北道義興郡小首面大仁里附近の山中に於て數日前樵夫一名猛虎の爲めに咬殺されたるが虎はその全身を喰ひ盡し頭部及手足のみ殘り居たりと

●兇徒巨魁死刑

過般龍山停車場に於て逮捕されたる暴徒の巨魁李敏瓊は昨十六日午前十時京城監獄に於て死刑を執行され絞首台一片の露と消へたり

東京 大相撲勝負附

國技館第九日目の勝負及び重なる手捌き十日目取組左の如し

「九日目」

勝	負
八國山(小常陸)	泉
上汐(同)	小常陸
司天龍(同)	碇潟
鶴ヶ濱(同)	尼ヶ崎
伊勢濱(同)	駒ヶ嶽
常陸山(分)	國見山

「十日目取組」

勝	負
梅の花(黑瀨川)	綠島
稻瀨川(同)	小常陸
千年川(同)	紫雲龍
大錄(同)	高見山
玉椿(同)	高見山
梅ヶ谷(同)	有明
太刀山(同)	國見山
常陸山(分)	國見山

●輕鐵の強備客車

東萊、釜山鎭間の輕便鐵道會社成立し愈々客車を設置するとの一方聞くに云ふ

天氣豫報

(自十六日午後六時至十七日午後六時)

最高溫度 八一、〇
最低溫度 五五、六

南西の風晴

十五日 (華氏)

演藝界

●歌舞伎座の市當一座の芝居は頗る好人氣なるが本日の替りは「寿天草自雷也物語」

▲京城座 相變らず好人氣なるが今明日の替りは「二人奈姫」金線を演ずると云へり

廣告

朝鮮紳士錄

京城理事廳認可

今回左の處へ支店開設致候に付開業披露として左の如く割引販賣致候條御懇命願上候

自本月十五日 至八月十四日 六十日間

掛時計一切 懷中時計一割五分引

正價より五分引

外に貴金屬附園品に限り正價より一割五分引

京城本町二丁目 時計商 喜多金光堂

本店 仁川 喜多金光堂

豫約延期と申込者

朝鮮紳士錄の豫約申込は六月十五日にて締切の機會を逸せんとせらるゝ諸君より陸續として延期を要望せらるゝ次第も有之旁以て大方各位の御勸めに任せ京城理事廳の認可を經て今回更に左記之通り期日を相延ばし申候

豫約申込締切期日 八月十五日
送本期日 九月十五日

朝鮮紳士錄の發刊を替し豫約を申込まれたる芳名の梗概を示せば統監府(軍司令部、各理事廳、各民團役所、各商業會議所、各國諸官廳)市原博士、熊谷民長、明石少將、鮎田熊氏、日韓殖產會社、大島專醫、中村再造、和田藤長、內田通運會社、京城支店長、渡邊悅之輔、香阪法務院長、森安吉、岡文輪郵長、池田ドクトル、林田龜雄、韓國實業會社、鈴木順見、大久保保辯護士、山村辰馬、牧野豊田、佐藤義和、藤原順問、鎌道管理局、井上七宮內府、岡田書記官、森井三郎太、小松謙八、藤井同倉庫會社、山村天眞堂、佐藤酒井、濱城貴夫、東京病院長、若林口太郎衛、岩井警視、淺見評定官、鹿取虎次郎、安藤技師、黑木警視總監、養田島高里、津輕宮內書記官、國枝技師、岩瀨務局長、俵學部次官、佐々木醫學士、古城管堂、村田榮一郎、佐治務局長、遠山本朝日通信員、大倉善隣商學校、中島司馬、日韓萩田書記官、遠山天一銀行支配人、大倉喜八郎、日韓瓦斯會社、東洋生命保險會社、進長馬、大塚次郎、十八銀行、百三郎木材合資會社、セクルプ工館、鈴木坂藏、興國寺八、保書記官、藤原書記官、櫻藤經理課長、蓬元康丸、人見次郎、榮山直彥、橫田利井仁川木銀行、渡邊市齋、東京博文館、北道警察部、百高橋興銀支店長、森勝課、山形市佐、高木事務官、信夫仁川理事官、上宜文、度支部書課、森勇三郎、矢野義二郎、鈴木警視、藤井辦護士、天神林大尉、德久、森藏、朴內相、藤木利右衛門、林田助役、石井周平、大塚書記官、龍山印刷局、岡次官、飯泉幹太、生田書記官、藤田軍醫部長、加來太郎、小秘書官、仁川水產組合、東京丸善會社、趙農相、日本郵船會社、宅合名會社、水原勸業模範場、京畿道觀察道、本田農學博士、工業傳習所、奥田貞次郎、森野良太郎、秋田毅、永島搭訴院長、中山書記官、園宮相、水原農林學校、大韓勸農株式會社、松浦源治、ホームス英領事、セールフレザー株式會社竹田津三郎、ジエーエス、ミツチエル、田中三郎、以上は誠に九牛の一毛にして唯金豹の一斑に示したるに過ぎず候

●豫約延期と申込者

豫約特價 金三圓

夏物大賣出し

來る本月十六日より 正札より五歩引
同 二十五日まで
大見切太物つりきれ山の如し 特に友仙モスリンは巾一尺付廿錢

京城本町三丁目 ◆圓城吳服店 電話一五七番

慈善演藝會趣旨書

抑國家の創業已に星霜の歷史を繰り殆ん返せば其前秘書丞李芝和氏五星霜來月に日にんと外慈善家に呉訴し衷心を消薄し聖せの如き盛會を得て現時韓國內維持に於ける定期牧宛人金百五圓賜下更に金二百圓の不足額を賜はる時韓國皇帝陛下より金五百圓の支給あり其の他別に數十圓の投資あり恩急の御寄附を仰つかさる可きも呼び慢の御同情に方り長く大方慈善の途家に乗つて御同情に方り長く大方慈善の途家に乗つ

慈善演藝會趣旨書

抑國家の創業已に星霜の歷史を繰り殆ん返せば其前秘書丞李芝和氏五星霜來月に日にんと外慈善家に呉訴し衷心を消薄し聖せの如き盛會を得て現時韓國內維持に於ける定期牧宛人金百五圓賜下更に金二百圓の不足額を賜はる時韓國皇帝陛下より金五百圓の支給あり其の他別に數十圓の投資あり恩急の御寄附を仰つかさる可きも呼び慢の御同情に方り長く大方慈善の途家に乗つて御同情に方り長く大方慈善の途家に乗つ

主催者 慈善演藝會 孤兒院 韓國京城

同 前田祐次郎
同 久木田卯次郎
同 山崎勇熊

慈善演藝會開演題

初日番組

一、劍舞 二、劍舞 三、義太夫 四、藤摩琵琶 五、長唄 六、女小供手踊 七、藤摩琵琶 八、博多二輪加

二日目番組

一、劍舞 二、藤摩琵琶 三、義太夫 四、藤摩琵琶 五、長唄 六、女小供手踊 七、藤摩琵琶 八、博多二輪加

三日目番組

一、劍舞 二、藤摩琵琶 三、義太夫 四、女小供手踊 五、長唄 六、西洋手品 七、藤摩琵琶 八、博多二輪加

以上

右之通番組相定當候得共時間の都合に依り取捨伸縮可致哉も難計候に付き其際は何卒御諒恕成度下度此段得貴意候也

開演場所日時等開演三日前各新聞紙上に廣告可仕候

京城孤兒院慈善演藝會 主催者

▲相談の相談▼

豫告

讀者の質問を募集致し何なる問題に拘はらず問合はせ下さい必ず確答を致します

京城新報編輯局

●自轉車乘のた炙

本町五丁目十六番戶人力車營業林春次郎(三)は去る五月廿八日以來京都府平民串村菊次郎(三)なるものを軛子として使用せるも其屆出を怠り居りしかば五十錢の科料に處せられたり

●車屋の科處分

本町一の七〇青物商方店員桑原信夫(十)は一昨日午後六時頃號笛なき自轉車に乘り明治町二丁目道路を通行中警官に認められ昨日三十錢の科料に處せらる

●蜜柑酒の密造

本町一丁目桑原久藏方に於て蜜柑酒を製造し販賣したる廉に依り昨日南部署に於て一圓の科料に處せらる

●交通を妨害して

辻本嘉三郎は常に物件を道路に出し從來數處分を受けたるにも不拘一昨夜二臺の荷車を道路に放置し居たるを以て告發せらる

●轅子同志の喧嘩

轅子大利利平は同組轅子の上より爭論を起し柴田某に出血せしめたるを警官に認められ昨日南部署に於て一圓の科料に處せらる

●ラムチ屋の處罰

轅子大利利平は同組轅子柴田清次郎と決算ムチ製造業渡邊悅之輔は自家製造に係るラムチ百七十本に成規の標紙を貼用せずして販賣したる廉に依り昨日南部署に於て一圓の科料に處せらる

●蜜柑酒の密造

本町一の七〇青物商方店員桑原信夫(十)は一昨日午後六時頃號笛なき自轉車に乘り明治町二丁目道路を通行中警官に認められ昨日三十錢の科料に處せらる

●交通を妨害して

辻本嘉三郎は常に物件を道路に出し從來數處分を受けたるにも不拘一昨夜二臺の荷車を道路に放置し居たるを以て告發せらる

●轅子同志の喧嘩

轅子大利利平は同組轅子柴田清次郎と決算の上より爭論を起し柴田某に出血せしめたるを警官に認められ昨日南部署に於て一圓の科料に處せらる

●ラムチ屋の處罰

本町一丁目桑原久藏方店員桑原信夫(十)は一昨日午後六時頃號笛なき自轉車に乘り明治町二丁目道路を通行中警官に認められ昨日三十錢の科料に處せらる

●蜜柑酒の密造

本町一の七〇青物商方店員桑原信夫(十)は一昨日午後六時頃號笛なき自轉車に乘り明治町二丁目道路を通行中警官に認められ昨日三十錢の科料に處せらる

各種 洗濯石鹸 専門製造販賣 用途 陸軍、鐵道、船舶、鐵工、鑛山、水道、諸工業用 京城旭町二丁目 (電話九七三番)

▲無料紹介欄▼

人事部

●開校 私立裁縫徒弟學校開始す希望者は至急申込あれ 麹町番入用の向は勤勞二錢送付す 吉村又平治

●賣子募集 廿歳以上の男子六名入用 旭町一の六〇 旭町銃賣所(二八〇)

被雇度 年廿五水年大坂にて商業に從事す 廿歳以上の男子六名入用 氏名在社(二八五)

知人年廿六多年會社に從事せり中等教育あり且カード式簿記學卒業京龍間の會社又は商店に雇はれたし 氏名在社(二八三)

小僧入用 十五六歳にて身体强健なる者至急入用 本町民團役所前 佐々木

物件部

●電話譲受たし 本町民團役所前 佐々木

●砂金鑛譲物あり 本町民團役所前 佐々木

●賣家 京城籌利川郡利川に諸營業に適當の家屋あり 地所共に金二百圓にて賣却す 京城三角町三 山内(二八二)

コースター付上等自轉車中古格安に賣却したし 氏名在社(二八六)

廣告

腦病全治新藥

建腦丸

慢ふ勿れ 腦病神經病者よ

赫々たる世の信認と醫學博士島村先生の有効證明を附ける理想的腦、神經藥は鋼り丹平健腦丸のみである、腦病 目かすみ 耳鳴り 不眠等の病症 しんけい 神經 頭痛 腦充血 腦膜炎 又は腦病婦人血の道に逆上する病症 醫學博士島村俊亮先生有効證明

丹平商會 支店 東京市麻布區霞町六番地 丹平商會

●毎日午後 開會諸君 子陸續寵臨を賜へ 京城明治町一丁目 京城碁會 (大和湯前○万隣)

●毎日午後 開會諸君 子陸續寵臨を賜へ 京城明治町一丁目 消閑之清遊 (大和湯前○万隣)

營林廠製材

各種板類一切 及小割類種々

右今回弊店に於て販賣開始仕候間續々御用命被仰付度充分大勉强御高需に應可申候

京城本町四丁目 煙上支店 山本村太部

時節柄敷物及夜具等新調仕り室内の設備も相整申候御客樣に對しては叮寧親切を旨とし調理の義は從來よりも一層勉强可仕候間舊倍の御引立奉願候

京城南山町四丁目 原金旅館 (電話長一七〇番)

詳細なる營業品目及目錄紙用報御

流行の變形靴 甲革材料は柔軟にして丈夫なる クローム製Aボックスカーフ

●代金引換小包に應ず 御注文の節は必ず足を紙の上踏其の周圍を鉛筆にて眞直に筋を引き御送の事、又は御常用の日本足袋文數御通知の事

東京市芝區長官下町 電話新橋四四三番 振替貯金口座四二五番 亀田靴商店

第次御送星す

牛馬犬豚 治療所 (入院 隨意)

京城明治町三丁目(電話四二七番) 小川家畜病院 獸醫 小川龜太郎

寫眞養成所新設

志望者ハ六月三十日迄ニ申込アレ 郵券封入アレバ規則書進呈ス 龍山元町三丁目(電話叁貳番)

芦谷審美館

內外科、眼科、花柳病科 (入院 隨意)

本町六丁目五十番戸 瀧澤醫院 (電話七二一番)

訂正增補 第六版特價即賣廣告

大本全一冊 (紙數二千七百五十頁) 定價金拾五圓

六月三十日限り ◉特別割引金九圓

但東京市外は小包郵便料四十八錢 臺灣、清、韓、樺太七十錢を要す

本版は人員に於て四千三百餘名を增補し別冊に諸系譜並に和漢洋年表を以てしたれば前版に比し一層本書の面目を新にせり、乞よ此好機を逸せず速に御注文あらんことを、御送金の上は直ちに發送すべし候

明治四十二年六月 東京市麻布區霞町七番地 電話新橋 八十七番 振替貯金東京二二九番

合名會社 經濟雜誌社

大本全一冊 六月三十日限り 特別割引金九圓 定價金拾五圓 訂正增補 第六版特價即賣廣告 東京災害保險株式會社 明治廿年七月創立 資本金一千萬圓 京城代辨店 本町四 山口吳服店 電話九 事務所 京城本町二の三電話一〇六〇番

移轉廣告

今般業務擴張の爲め左記の處へ移轉す

南大門外御成町紅葉館跡 (茂呂運送店前)

開通 戸田病院 電話九三八番

東洋總代理店 寶用 石鹸 アイボリー 藤原京城支店 電話 京城 八壹 九四〇番

祝開業一週年

並に支店開業御披露として六月六日より七月末日迄席料半額其他一切破格の勉强致候

易斷觀相 三二一館 通信判斷一件 四特別二四

焦心單志多年爲斯道繼於微義 奥旨恍然似有得者正整推愚斷 陽陰注洋辭意淵博素面輕蓋也

待春

本店電話九七番

大阪名物 ヲ月文那鏡ヲ鍍刷 ヲ月ハ口 ヲ月ハ口 ヲ月ハ口